

見附市選挙管理委員会告示第21号

令和7年7月20日執行の参議院新潟県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における見附市の期日前投票所を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項により読み替えて準用される同法第39条の規定により次の場所に設ける。

令和7年7月3日

見附市選挙管理委員会

委員長 佐野 眞砂子

期日前投票所を設ける場所	ネーブルみつけ研修室1
--------------	-------------